

市長記者会見

◆と き：令和5年5月29日(月)

午後2時～

◆ところ：可児市役所4階第1会議室

1. 令和5年(2023年)第2回可児市議会定例会会期日程・・・・・・・・・・ P 1
2. 令和5年(2023年)第2回可児市議会定例会提出議案説明書・・・・・・・・ P 2
3. 令和5年度 6月補正予算の概要について・・・・・・・・・・ P 14

可児市市政企画部広報情報課

0574-62-1111 内線3322

6月開催予定日時

6月27日(火)午後2時～

令和5年(2023年) 第2回可児市議会定例会(バラ議会) 会期日程

会期 23日間

月 日	曜日	開始時間	内 容	備 考
5月17日	水	9:00	正副委員長会議	代表質問受付開始(8:30)
		13:00	総務企画委員会	
18日	木	9:00	建設市民委員会	代表質問(大項目)締切(16:00)
		13:00	教育福祉委員会	
19日	金		一般質問受付開始(8:30)	可茂地域市町村議会議長会
20日	土			
21日	日			
22日	月			議運・全協打合せ(13:00)
23日	火		請願・陳情受付締切(正午)	中濃十市議会議長会
24日	水	9:00	議会運営委員会	招集告示
		議運終了後 全協終了後 13:00	議会全員協議会 広聴部会 議会全員協議会	
25日	木		代表質問・一般質問締切(11:00)	
26日	金			
27日	土			
28日	日			
29日	月			議案配布(8:30)
30日	火			次第書打合せ(13:00)
31日	水	9:30	本会議(開会・提案)	9～議場コンサート
		本会議終了後	広報部会	
6月1日	木	休会		
2日	金	〃		
3日	土	〃		
4日	日	〃		水防訓練
5日	月	〃		
6日	火	〃	議案質疑、委員会質疑締切(正午)	全国市長会
7日	水	〃		次第書打合せ(13:00) 全国市長会
8日	木	9:00	本会議(一般質問)	
		本会議終了後 議運終了後	議会運営委員会 議会全員協議会	
9日	金	9:00	本会議(一般質問)	※全ての一般質問終了後、議案質疑及び議案付託を行います。
10日	土	休会		
11日	日	〃		
12日	月	(9:00)	本会議(一般質問予備日)	
		本会議終了後	予算決算委員会	
13日	火	9:00	総務企画委員会	
14日	水	休会		第99回全国市議会議長会定期総会
15日	木	9:00	建設市民委員会	
16日	金	9:00	教育福祉委員会	
17日	土	休会		
18日	日	〃		
19日	月	〃		
20日	火	〃	討論締切(正午)	議運(予備日)打合せ(13:00)
21日	水	(9:00)	議会運営委員会(予備日)	議運・次第書打合せ(13時又は議運終了後)
22日	木	9:00	本会議(委員長報告・採決・閉会)	
		本会議終了後	議会運営委員会	

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度可児市一般会計補正予算(第1号)を専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

可児市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨及び概要

地方税法等の改正に伴い、改正するもの。

【市民税】

- ① 給与所得に係る特別徴収税額の納入書及び法人市民税の納付書について、地方税法施行規則に電子納付用の様式が追加されたことに伴い、引用様式を追加する。

関係条項/第31条第1項、第33条第1項及び第5項、第34条第1項

- ② 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

関係条項/付則第8条第1項

- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

関係条項/付則第21条第1項及び第2項

【固定資産税】

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに大規模修繕等を実施したマンションに対する翌年度の固定資産税の減額割合を3分の1とするとともに、減額措置を受けようとする者がすべき申告内容について規定する。

関係条項/新付則第10条の2第17項、新付則第10条の3第12項

【軽自動車税】

- ① 臨時的軽減措置の終了に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割の税率の特例に係る規定を削る。

関係条項/旧付則第16条の2、付則第16条の6第3項、旧付則第17条第3項～第6項

- ② 軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用を受ける車両のうち、一部の対象車両の新規取得期限を延長する。

関係条項/新付則第17条第2項～第4項

【たばこ税】

たばこ税の納付書について、地方税法施行規則に電子納付用の様式が追加されたことに伴い、引用様式を追加する。

関係条項/第73条第1項及び第5項、第76条第1項

(2) 改正内容

【第31条第1項】給与所得に係る特別徴収税額の納入書に引用様式を追加する。

【第33条第1項、第5項、第34条第1項】法人市民税の納付書に引用様式を追加する。

【第73条第1項、第5項、第76条第1項】たばこ税の納付書に引用様式を追加する。

【付則第8条第1項】肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

【付則第10条の2第17項、新付則第10条の3第12項】大規模修繕等を実施したマンションに対する固定資産税の減額割合を3分の1とするとともに、減額措置を受けようとする者がすべき申告内容について規定する。

【旧付則第16条の2、付則第16条の6第3項】臨時的軽減措置の終了に伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税に係る規定等を削る。

【付則第17条第2項】軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、当該特例の適用を受ける車両（75%軽減対象車両）を新規取得した場合における適用期限を令和8年3月31日まで延長する。

【旧付則第17条第3項～第6項】臨時的軽減措置の終了に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割の税率の特例に係る規定を削る。

【新付則第17条第3項】軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、当該特例の適用を受ける車両（50%軽減対象車両であって、営業用乗用のもの。）を新規取得した場合における適用期限を令和8年3月31日まで延長する。

【新付則第17条第4項】軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、当該特例の適用を受ける車両（25%軽減対象車両であって、営業用乗用のもの。）を新規取得した場合における適用期限を令和7年3月31日まで延長する。

【付則第21条第1項、第2項】優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期間を3年間延長する。

(3) 施行日／令和5年4月1日

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨及び概要

地方税法の改正により、引用条項にずれが生じたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第1条の2、付則第1条の3、付則第9条】引用条項を改める。

(3) 施行日／令和5年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 改正趣旨及び概要

地方税法施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第3項、第23条第1項】後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を22万円（現行20万円）に引き上げる。

【第23条第1項第2号、第3号】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては29万円（現行28万5千円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては53万5千円（現行52万円）に引き上げる。

(3) 施行日／令和5年4月1日

議案第37号 令和5年度可児市一般会計補正予算（第2号）について

議案第38号 令和5年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

議案第39号 令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

地方税法の改正に伴い、改正するもの。

【市民税】

- ① 令和6年度から課税される森林環境税について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収するため、関係条項に森林環境税に関する規定を加える。

関係条項／第21条の2第2項、第25条第3項、第27条の2、第29条の2第1項、第32条第2項、第32条の2第1項、第32条の6第2項

施行日／令和6年1月1日

- ② 扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合は、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨の記載をもって提出できる旨を規定する。

関係条項／第23条の3の2第2項

施行日／令和7年1月1日

【軽自動車税】

- ① 軽自動車等に対して課する種別割について、3輪以上のものから特定小型原動機付自転車を除く旨を規定する。

関係条項／第58条第1号

施行日／令和5年7月1日

- ② 軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段をしたことによる認定取消等が理由で、納付すべき納付額に不足が生じたことにより、当該申請をした者を当該不足額に係る軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定を適用した場合における、当該不足額に加算する金額を100分の35の割合を乗じて計算した金額に引き上げる。

関係条項／付則第16条の2第4項、付則第17条の2第3項

施行日／令和6年1月1日

(2) 改正内容

【第21条の2第2項】 配当割額又は株式等譲渡所得割額が所得割額から控除できなかった場合に、当該控除できなかった金額を翌年度又は未納の徴収金に、納付又は納入できる税の種類に森林環境税を加える。

【新第23条の3の2第2項】 給与所得者が提出する扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合は、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨の記載をもって提出できる旨を規定する。

【第25条第3項】 森林環境税の賦課及び徴収について、個人の市民税の均等割の賦課及び徴収に併せて行う旨を規定する。

【第27条の2】 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額について、当該納付額に森林環境税額を加える。

【第29条の2第1項、第32条の2第1項】 給与所得及び年金所得に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、森林環境税を含めて徴収する旨を規定する。

【第32条第2項、第32条の6第2項】 給与所得及び年金所得に係る特別徴収税額が変更された個人の市民税の納税者について、既に納入された当該特別徴収税額が徴収すべき特別徴収税額を超えた場合に、市町村徴収金関係過誤納金とみなし、未納に係る徴収金の納入等を委託したものとみなす規定に、森林環境税を加える。

【第58条第1号】 軽自動車等に対して課する種別割について、3輪以上のものから特定小型原動機付自転車を除く旨を規定する。

【付則第16条の2第4項、付則第17条の2第3項】 軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について、不足額に加算する金額を100分の35の割合を乗じて計算した金額に引き上げる。

(3) 施行日／令和6年1月1日

第58条第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定（付則第17条の2第3項に係る部分を除く。）は、令和5年7月1日

第23条の3の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定は、令和7年1月1日

議案第41号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

地方税法が改正され、特定の電気自動車の充電の用に供する土地に対して、5年間課税標準の特例を適用する規定が追加されたため、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第9条】特例割合を、課税標準となるべき価格の3分の1とする規定に係る引用条項を追加する。

(3) 施行日／地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

議案第42号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、令和5年度も国の財政支援が継続される部分について減免の対象とするため、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第17条第1項】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免について、令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを対象に加える。

(3) 施行日／公布の日

議案第43号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

こども家庭庁の設置により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第15条第1項、第44条】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第44号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

こども家庭庁の設置により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【第25条】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨及び概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、令和5年度も国の財政支援が継続される部分について減免の対象とするため、改正するもの。

(2) 改正内容

【付則第7条第1項】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免について、令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを対象に加える。

(3) 施行日／公布の日

議案第46号 農業委員会委員の任命について

農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。【農業委員会等に関する法律第8条第1項】

氏名	住所
伊藤 卓	可児市大森*****
大澤 宏保	可児市川合北*****
奥田 正人	可児市土田*****
奥村 武司	可児市二野*****
奥村 保彦	可児市広見*****
勝野 仁司	可児市東帷子*****
近藤 辰夫	可児市今*****
柴田 智弘	可児市塩河*****

竹谷 益孝	可児市久々利*****
田中 恭子	可児市桜ヶ丘*****
玉田 好二	可児市瀬田*****
中村 茂	可児市下恵土*****
菱川 幸夫	可児市今渡*****
山本 富義	可児市塩*****

議案第47号 請負契約の締結について

可児御嵩インターチェンジ工業団地（第二工区）造成その2工事を請け負わせるもの。
【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】
 (契約方法) 事後審査型制限付き一般競争入札
 (契約金額) 318,120,000円
 (相手方) 小池・中濃特定建設工事共同企業体
 代表構成員 小池土木株式会社 代表取締役 小池 秀治
 構成員 株式会社中濃 代表取締役 義村 晃
 (工期) 議決日～令和7年2月28日

議案第48号 財産の取得について

消防ポンプ自動車を取得するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条】
 (方法) 指名競争入札
 (取得価格) 23,320,000円
 (相手方) 岐阜市金園町三丁目25番地
 株式会社ウスイ消防 代表取締役 白井 潔

議案第49号 字区域等の変更について

可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業地内の字区域及び名称を変更するもの。
【地方自治法第260条第1項】

大字	字	変更後の字区域の名称
柿田	池尻の一部	あけち
淵之上	西前田の一部	
平貝戸	前田の一部	

○提出議案数／承認 4 予算 3 条例 6 人事 1 契約 1 その他 2 合計 17

履歴書／農業委員会委員の任命（議案第46号関係）

いとう たかし
伊藤 卓 さん（69歳） 略歴

平成27年10月から

現在 大森財産区管理会会長

令和2年7月から

現在 可児市農業委員会委員（1期）

おおさわ ひろやす
大澤 宏保 さん（68歳） 略歴

令和3年4月から

令和4年3月まで 川合自治連合会会長

おくだ まさと
奥田 正人 さん（62歳） 略歴

平成23年4月から

平成24年3月まで 渡自治会会長

おくむら たけし
奥村 武司 さん（79歳） 略歴

平成21年4月から

平成22年3月まで 二野自治会会長

平成26年7月から

現在 可児市農業委員会委員（3期）

おくむら やすひこ
奥村 保彦 さん (76歳) 略歴

令和2年4月から
令和3年3月まで 伊川土地改良組合長

かつの ひとし
勝野 仁司 さん (71歳) 略歴

平成26年4月から
平成27年3月まで 古瀬自治会会長

令和2年7月から
現在 可児市農地利用最適化推進委員 (1期)

こんどう たつお
近藤 辰夫 さん (71歳) 略歴

平成28年4月から
平成29年3月まで 今自治会会長

しばた ちひろ
柴田 智弘 さん (69歳) 略歴

令和3年4月から
令和4年3月まで 塩河自治会会長

たけや みつたか
竹谷 益孝 さん (71歳) 略歴

平成27年4月から
平成30年3月まで 久々利土地改良管理組合長

たなか きょうこ
田中 恭子 さん (55歳) 略歴

令和5年4月から
現在 可児商工会議所女性会副会長

たまだ こうじ
玉田 好二 さん (69歳) 略歴

令和3年4月から
令和4年3月まで 瀬田自治会会長

なかむら しげる
中村 茂 さん (72歳) 略歴

平成24年1月から
平成24年12月まで 下恵土農事改良組合長

令和2年7月から
現在 可児市農業委員会委員 (1期)

ひしかわ ゆきお
菱川 幸夫 さん (72歳) 略歴

平成20年2月から
平成22年2月まで 全国指導農業士連絡協議会会長

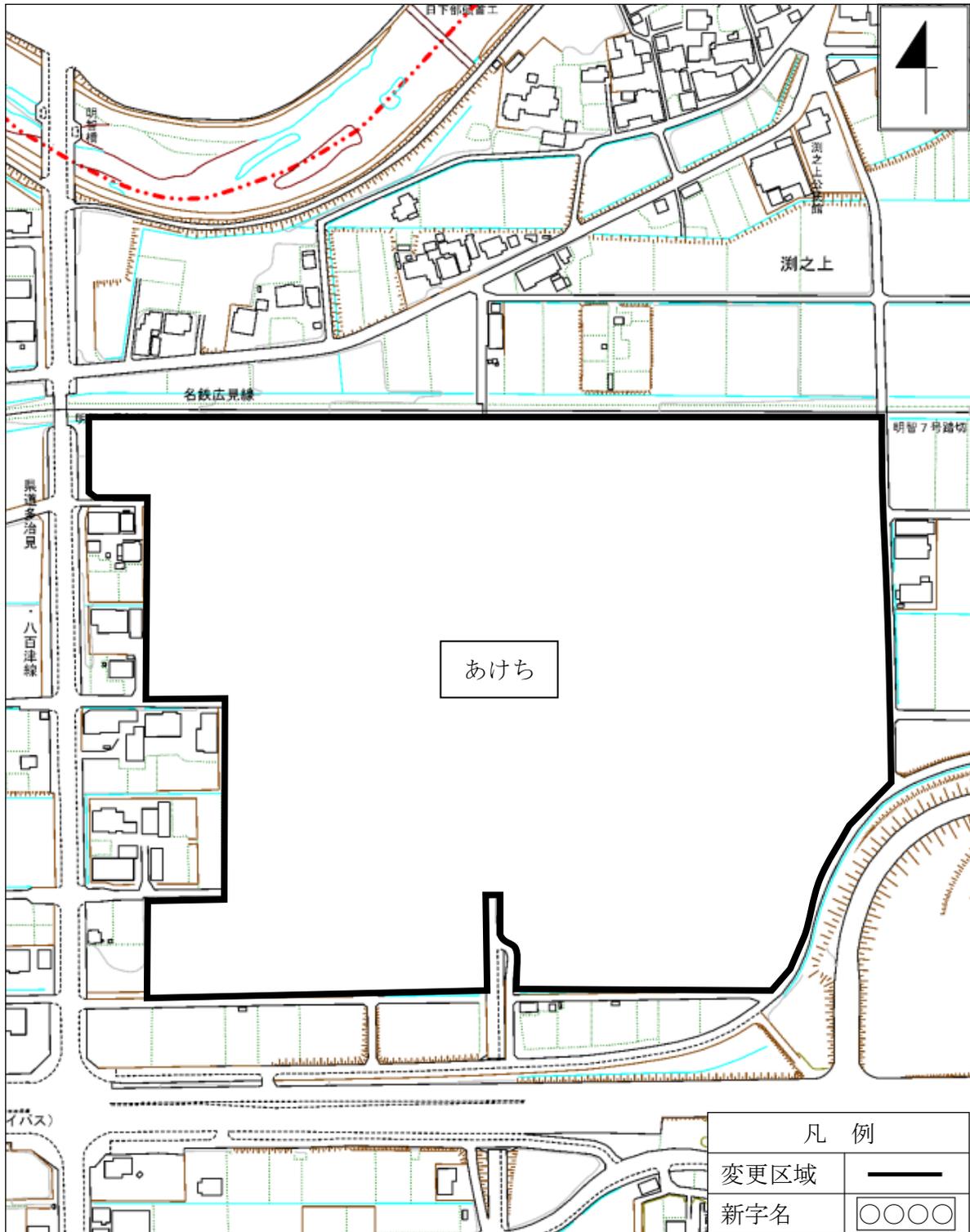
平成20年7月から
現在 可児市農業委員会委員 (5期)

やまもと とみよし
山本 富義 さん (70歳) 略歴

平成30年4月から
令和4年3月まで 春里自治連合会会長

字区域等の変更 (変更区域図)

議案第49号関係



令和 5 年度 6月補正予算の概要 [第2回市議会定例会 (5/31) 提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一 般 会 計	31,982,000 千円	4,000 千円	31,986,000 千円	第2号
総 計	61,936,300 千円	4,000 千円	61,940,300 千円	

2 一般会計の主な内容

【歳入】

(1) 繰入金

4,000 千円

- ① 財政調整基金繰入金

【歳出】

(1) 秘書経費

4,000 千円

- ・ 名誉市民である加藤孝造氏の死去に伴い、多治見市、瑞浪市、美濃陶芸協会と合同で追悼式を行うための補正。

令和 5 年度 6 月補正予算の概要 [第 2 回市議会定例会 (5/31) 提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一 般 会 計	31,986,000 千円	605,000 千円	32,591,000 千円	第 3 号
可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計	1,173,000 千円	50,000 千円	1,223,000 千円	第 1 号
総 計	61,940,300 千円	655,000 千円	62,595,300 千円	

2 一般会計の主な内容

【歳入】

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 国庫支出金 | 451,544 千円 |
| ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 | |
| (2) 県支出金 | 38,500 千円 |
| ① 第二子以降出産祝金事業費補助金 | |
| (3) 繰入金 | 70,856 千円 |
| ① 財政調整基金繰入金 | |
| (4) 市債 | 44,100 千円 |
| ① 老人福祉センター改修事業債 | |

【歳出】

(1) 老人福祉センター運営経費	49,000千円
・ 可児川苑の空調設備の一部が故障により使用不能となったため、空調設備の更新工事を行うための補正。	
(2) 物価高騰重点支援給付金事業	379,500千円
・ 物価高騰に伴う低所得世帯への支援として、1世帯あたり5万円を支給するための補正。 【給付額】 1世帯につき5万円 【支給対象者】 住民税非課税世帯等 【支給対象世帯数】 7,000世帯（見込み）	
(3) 第二子以降出産祝金事業	38,500千円
・ 第二子以降の出産を祝福し、出生数の増加及び子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、子ども1人あたり10万円を支給するための補正。 【給付額】 子ども1人あたり10万円 【支給対象者数】 360人（見込み）	
(4) 市立保育園管理運営経費	3,000千円
・ 物価高騰の影響による給食費の保護者負担の増加を抑えるため、市立保育園の給食材料費の増加分を公費負担するための補正。	
(5) 予防接種事業	16,000千円
・ 帯状疱疹の予防接種に係る経済的負担軽減を図るため、接種費用の一部を助成するための補正。	
(6) 市民生活・中小事業者応援事業	105,600千円
・ 物価高騰の影響を受ける子育て世帯の生活支援のため、市内中小事業者の商品等によるカタログギフトを作成・送付するための補正。	
(7) 市立幼稚園管理運営経費	400千円
・ 物価高騰の影響による給食費の保護者負担の増加を抑えるため、市立幼稚園の給食材料費の増加分を公費負担するための補正。	
(8) 給食センター運営経費	13,000千円
・ 物価高騰の影響による給食費の保護者負担の増加を抑えるため、小中学校の給食材料費の増加分を公費負担するための補正。	

☆参考 財政調整基金の状況

区 分	金 額	備 考
令和4年度末 現在高	8,277,139 千円	
令和5年度 取崩額	1,054,856 千円	当初予算 980,000千円、6月補正① 4,000千円、6月補正② 70,856千円
令和5年度 積立額	25,000 千円	利子 25,000千円
令和5年度末 現在高見込み	7,247,283 千円	前年度末との差額 △ 1,029,856 千円

3 可児御嵩インターシティ工業団地開発事業特別会計

【歳入】

(1) 市債

50,000 千円

- ① 工業団地開発事業債

【歳出】

(1) 工業団地開発事業

50,000 千円

- ① 造成工事のうち、土砂搬入については令和5年度、令和6年度の2カ年にわたる事業として計画していたが、工事スケジュールの都合により、令和5年度のみで完了できる見込みとなったことにより、令和6年度に予定していた工事費分を増額するための補正。

物価高騰に対する生活者への支援事業（6月補正予算）

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、以下の事業を実施します。

① 物価高騰重点支援給付金事業 **3億7,950万円** [担当課：高齢福祉課]

物価高騰の影響が大きい低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯等に1世帯あたり5万円を給付します。

② 市民生活・中小事業者応援事業 **1億560万円** [担当課：産業振興課]

市内中小事業者の商品(5,000円分)をカタログギフトにして、18歳以下の子ども^{※1}に送付します。カタログギフトでは、商品だけでなく、飲食店などの協力店で使用できる共通チケットを選ぶことも可能です。物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するとともに、経営に影響を受けている中小事業者を支援し、地域経済の活性化を図ります。

※1 平成17年4月2日以降に生まれた方及び母子健康手帳の交付を受け、現に妊娠している方

③ 給食費の食材高騰分を公費補填（保護者負担増の防止）

市立保育園管理運営経費	300万円	[担当課：保育課]
市立幼稚園管理運営経費	40万円	[担当課：保育課]
給食センター運営経費	1,300万円	[担当課：学校給食センター]

物価高騰の影響による給食費の保護者負担の増加を抑えるため、給食材料費の増加分を公費補填します。

※事業内容の詳細については、各担当課へお問い合わせください